

(各教育事務所長経由)

3 教健第 2 2 6 号  
令和 3 年 5 月 2 8 日

各市町村教育委員会教育長 様

福島県教育委員会教育長  
( 公 印 省 略 )

学校における新型コロナウイルス感染拡大防止対策について (依頼)

このことについて、本日開催された県対策本部員会議において、本県の感染状況がステージⅡ相当まで改善したものと判断され、知事から令和 3 年 5 月 3 1 日 (月) をもって「福島県新型コロナウイルス感染症非常事態宣言」を解除し、6 月 1 日 (火) から別添資料のとおり重点対策をとることが示されました。これを受けて、「新しい生活様式」を踏まえた学校の行動基準\*における対応を“レベル 2”から“レベル 1”へ移行することとします。

つきましては、各県立学校長に別紙写しのとおり対応するよう通知しましたので、各市町村教育委員会におかれましても、これを参考にして感染拡大防止の徹底を図るよう、貴所属の幼稚園長、小・中・義務教育学校長及び特別支援学校長へ周知してくださるようお願いいたします。

なお、会津若松市については、別途集中対策をとることとされたことから、会津若松市及び大熊町の学校については、別紙写しにある※記載の南会津地区を除く会津地区の学校と同様の対応をお願いします。

おって、今後感染状況の変化により対応が変わる場合は、改めてお知らせします。

\*文部科学省「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～(2021.4.28 Ver.6)」P18

(事務担当	義務教育課	主幹	佐藤	電話	0 2 4 - 5 2 1 - 7 7 7 4)
(	高校教育課	主幹	亀田	電話	0 2 4 - 5 2 1 - 7 7 6 9)
(	特別支援教育課	主幹	根本	電話	0 2 4 - 5 2 1 - 7 7 7 9)
(	健康教育課	主幹	鈴木	電話	0 2 4 - 5 2 1 - 7 7 7 7)



3 教健第 2 2 6 号  
令和 3 年 5 月 2 8 日

各県立学校長 様

教 育 長

学校における新型コロナウイルス感染拡大防止対策について（通知）

このことについて、本日開催された県対策本部員会議において、本県の感染状況がステージⅡ相当まで改善したものと判断され、知事から令和 3 年 5 月 3 1 日（月）をもって「福島県新型コロナウイルス感染症非常事態宣言」を解除し、6 月 1 日（火）から別添資料のとおり重点対策をとることが示されました。これを受けて、「新しい生活様式」を踏まえた学校の行動基準\*における対応を“レベル 2”から“レベル 1”へ移行することとします。

なお、会津若松市については、依然として感染状況が懸念されることから別途集中対策をとることとされました。

については、下記により対応するよう貴所属の関係職員へ周知願います。

おって、今後感染状況の変化により対応が変わる場合は、改めてお知らせします。

\*文部科学省「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～（2021.4.28 Ver.6）」（以下「衛生管理マニュアル」とする。）P18

#### 記

#### 1 令和 3 年 6 月 1 日（火）～同月 7 日（月）（移行期間）

<移行期間における対応について>

- (1) 「感染リスクの高い学習活動」\*（部活動を含む。）について、可能な限り感染症対策を行った上で、徐々に実施すること。\*「衛生管理マニュアル」P54～59 参照
- (2) 宿泊を伴う学校行事、合宿、遠征等は停止すること。ただし、全国大会、東北大会及び県大会での宿泊は可能とすること。
- (3) 練習試合や合同練習会等は、可能な限り感染症対策を行った上で、感染リスクの低い活動から徐々に実施すること。
- (4) 移行期間中は、児童生徒等の同居する家族に発熱等の症状が見られる場合の出席停止の措置を継続すること。\*「衛生管理マニュアル」P27、50～51 参照

※ 会津若松市においては集中対策が実施されることを踏まえ、南会津地区を除く会津地区については、上記（1）（2）（3）の活動（全国大会、東北大会及び県大会での宿泊は除く。）は全て停止となります。

#### 2 令和 3 年 6 月 8 日（火）からの対応について

- (1) 「感染リスクの高い学習活動」（部活動を含む。）について、可能な限り感染症対策を行った上で実施すること。
- (2) 宿泊を伴う学校行事、合宿、遠征等は、可能な限り感染症対策を行った上で実施可能とすること。
- (3) 練習試合や合同練習会等を実施可能とすること。

※ 会津若松市においては集中対策が実施されることを踏まえ、南会津地区を除く会津地区については、6 月 8 日（火）以降の対応について別途通知します。

3 既に実施している対応の継続について

- (1) 緊急事態措置区域等の感染拡大地域（今後追加される地域も含む。以下同じ。）との不要不急の往来は自粛すること。
- (2) 各種全国大会等やむを得ない事情により感染拡大地域へ往来する場合は、往来後2週間の健康観察を徹底すること。
- (3) 各学校における感染症対策の状況について、適宜確認を行い、対策を徹底すること。特に、体調不良者への対応を適切に行うことや飲食場面での感染リスクを考慮した対応を徹底すること。

(事務担当 高校教育課 主幹 亀田 電話 024-521-7769)  
( 特別支援教育課 主幹 根本 電話 024-521-7779)  
( 健康教育課 主幹 鈴木 電話 024-521-7777)

# 福島県新型コロナウイルス感染症重点対策

令和3年5月28日 福島県新型コロナウイルス感染症対策本部

緊急特別対策への御協力のおかげで感染状況は改善しつつあります。  
一方で、**家庭内感染**や**感染経路不明**の割合が増加しているなど予断を許しません。  
**感染の再拡大を防止するため**、以下の重点的な対策を行います。

対策期間

令和3年6月1日（火）～30日（水）

県民の皆さまへ特にお願ひします

1

一人ひとり基本的な感染対策を徹底しましょう。



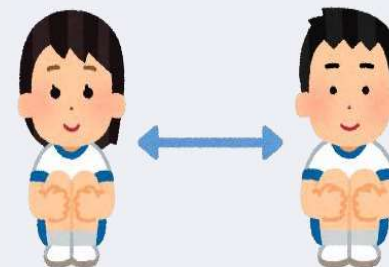
外出時や会話するときには、**マスクを着用**しましょう。



こまめな**手洗い**、**手指消毒**を徹底しましょう。



窓を開けるなどして、**こまめに換気**をしましょう。



**人との間隔**は、できるだけ2m（最低1m）取りましょう。

## 県民の皆さまへ特にお願ひします

2

### 感染リスクの高い行動は控えましょう。

○緊急事態措置区域等の感染拡大地域との  
**不要不急の往来**を控えましょう。



○飲食は、感染防止対策を徹底し、  
**少人数、短時間、いつも一緒にいる人**と行いましょう。

※感染対策が徹底されていない飲食店の利用は控えてください。



○体調に異変がある場合は**早めの受診**をしましょう。

事例1

濃厚接触者として検査し、陽性が判明。すでに数日前より発熱・咳等の症状があったが受診していなかった。すぐに家族の検査をしたところ、家族全員が陽性となった。

○症状がある場合は**無理に出勤等**をしないようにしましょう。

事例2

喉の痛み等を感じていたが、熱はないため勤務を数日間継続。症状が継続するため受診し陽性が判明。その間に職場の同僚が感染し、さらにその家族や知人等に広がった。

## 施設管理者・事業者の皆さまへ特にお願ひします

### 全ての事業者

- 業種別ガイドライン等に基づく感染防止対策の徹底をお願ひします。
- テレワークやウェブ会議などを活用した外出機会の縮減をお願ひします。

### 大学・専門学校

- 感染リスクの高い行動を控えるよう、学生への注意喚起をお願ひします。

### 小・中・高等学校等

- 学習活動や部活動での感染防止対策の徹底をお願ひします。

### 医療機関、高齢者・障がい（児）者施設

- 感染防止対策に見落としがないか、改めて確認をお願ひします。

### 県の対応 (継続対応)

- 感染防止ステッカー配布済飲食店を調査し、適切な感染防止対策を確認した店舗に対し、認定ステッカーを交付します（「ふくしま感染防止対策認定店」制度）。
- 高齢者・障がい（児）者施設で感染拡大が見られる地域については、地域に所在する施設職員等にPCR検査を実施します。

## 自分自身と大切な人の命を守るために

県内においても、従来株より感染しやすい可能性が指摘されている変異株の感染が拡大しています。

感染の急拡大による医療提供体制の崩壊を防ぐため、感染の再拡大が見られた場合には、いち早く徹底的に感染を抑え込むため、より強い措置が必要となります。

県民の皆さまの御協力をお願いいたします。

# 会津若松市における新型コロナウイルス感染症集中対策

令和3年5月28日 福島県新型コロナウイルス感染症対策本部

会津若松市の感染状況は、依然として「人口10万人当たりの新規陽性者数」がステージ4の水  
準にあるなど、更なる医療提供体制の安定的確保を図る必要があります。そのため、6月1日か  
ら7日までの1週間、緊急特別対策に引き続き集中対策を実施いたします。市民の皆さま、事業  
者の皆さまには以下の御協力をお願いします。

## 会津若松市民の皆さまへのお願い

■期間 6月1日(火)～6月7日(月)まで

## 会津若松市の事業者の皆さまへのお願い

■期間 6月1日(火)午後8時～6月8日(火)午前5時

## 不要不急の外出自粛

※ 特に、感染対策が徹底されていない飲食店や営業時間短縮  
の要請に応じていない飲食店の利用を厳に控えてください。

### 午後8時から午前5時までの時間帯の営業自粛 (酒類の提供は午前11時から午後7時まで)

- 対象 食品衛生法に定める飲食店営業許可を受けた次の施設  
・接待を伴う飲食店 ・酒類を提供する飲食店
- 協力金 時短営業に御協力いただいた場合  
協力金を支給(1日当たり2.5万円～(売上高に応じて))
- 問合せ窓口  
福島県時短要請コールセンター  
電話 024-521-8562(受付時間9時～17時)

## その他の 対応

- 大学・専門学校……感染リスクの高い活動(例:感染防止対策が徹底できないサークル活動、  
大人数での懇親会など)を控えるよう、学生への注意喚起の徹底をお願いします。
- 小・中・高等学校※…感染リスクの高い学習活動(部活動での実施を含む)や宿泊を伴う学  
校行事等の停止、他校との合同練習や練習試合の停止など、感染拡大防  
止対策の徹底をお願いします。  
(※小中学校:会津若松市内、高校:南会津郡を除く会津地区)
- 医療機関、高齢者・障がい(児)者施設…感染防止対策に見落としがないか、改めて確認を  
お願いします。